

◎新潟県告示第289号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和9年4月1日から実施する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	20	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
	パソコン・CAD科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	20	6か月
	木造建築科	15	1年
	デジタル制御科	30	6か月
三条テクノスクール	溶接科	30	6か月
魚沼テクノスクール	電気設備工事科	15	1年
合 計		190	